

## 平成25年度版行財政3か年実施計画及び平成25年度 予算編成における基本方針【上尾市】

平成25年度版行財政3か年実施計画及び平成25年度予算編成における基本方針の策定に当たって

本年度を行財政3か年実施計画と予算編成の一体改革の最終年度と位置づけ、従来の予算編成を前倒しすることにより早期から国、県及び他団体との調整を可能とするとともに全庁的な事務量の削減を図るべく、両事務を完全に統合した上で、「新たなマニフェストの具現化に向けた取組方針」、「これまでに顕在化した懸案事項の解消に向けた取組方針」及び「行政評価に基づき強化する施策の取組方針」の3つの取組方針をそれぞれ決定した。

そこで、平成25年度版行財政3か年実施計画及び平成25年度予算編成（以下、「平成25年度3か年・予算編成」という。）における基本方針を以下のとおり示すので、各部局は、本基本方針に基づき、平成25年度3か年・予算編成に臨むこととする。

平成24年8月28日

上尾市長 島村 穰

## 1. 現下の社会経済情勢と国の財政状況及び市の財政状況

### (1) 現下の社会経済情勢と国の財政状況

現下の社会経済情勢は、平成 20 年の世界同時不況以降、緩やかな景気回復を続けてきたところであるが、昨年 3 月 11 日に発災した東日本大震災により、国民生活や経済は大きな打撃を受け、さらには、欧州政府財政危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気に減速感が広がっており、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。

我が国の財政は、ストックで見ると、平成 24 年度末には国・地方の長期債務残高対 GDP 比が 196% に達する見通しであり、フローで見ても歳出の半分を国債に依存している状況にある。このような中で、急速に少子高齢社会が進行しつつあるため、社会保障のための安定財源を確保するべく、去る 8 月 10 日、社会保障・税一体改革関連法案が可決・成立したが、平成 26 年度と平成 27 年度の消費税率の引上げに際しては、我が国の経済や地域経済の状況に注視していく必要がある。

### (2) 市の財政状況

市の財政状況は、国と同様に、歳出では、少子高齢社会の進行により扶助費等の社会保障関係経費が引き続き増加する見込みであり、これに加え、市民の安心・安全をさらに確保する観点から、東日本大震災で明らかになった課題である防災・減災事業の強化や新たなマニフェストへの取組みなど、重要施策を着実に実施していく必要がある。その一方で、最近の社会経済情勢を鑑みると、歳入のうち過半を占める市税収入の伸びは期待できず、さらには消費税増税が景気、ひいては市税収入に与える影響を注視していく必要がある。このほか消費税増税による市財政への影響については、県から交付される地方消費税交付金の増額が見込まれるものの、国においては新たな福祉施策の実施が検討されているとともに、委託料や工事請負費等の歳出も同様に増額となることが見込まれるところである。

市の予算編成に当たっては、毎年、歳出と歳入の大きなかい離が発生し、その分を主要 3 基金からの繰入金で賄っており、過去 3 年間の繰入金の平均額は 18.8 億円となっている。今後の社会保障関係経費の増加に対応しつつ、後述する資産更新問題に対処していくためには、一定程度の主要 3 基金残高を確保していく必要がある。したがって、予算編成においては、基金繰入金を可能な限り抑制するべく、歳入のさらなる確保や各種経費の削減などを徹底することにより、身の丈に合った予算編成を行う必要がある。

## 2. 市が抱える課題と改革への取組み

### (1) 市が抱える課題

全国の地方公共団体は、高度成長期の人口増加や市民ニーズの多様化に対応すべく、今日に至るまで多くの公共施設やインフラの整備を行ってきたが、これらの資産は、建設後、既に相当の年数が経過しており、今後は、これまで整備してきた大量資産の更新時期を迎えており、当市も同様の状況にある。

また、少子高齢社会の進行により、今後は人口構造の大きな変化が見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年の当市は、こどもの数が大きく減少する一方で、高齢者数が大きく増加し、とりわけ高齢者数の増加は全国平均と比較して顕著である。**【別紙1】**

このことにより社会保障関係経費が大きく増加する一方で、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収が見込まれるなど、当市の財政状況はより厳しくなることが予想される。

### (2) 改革への取組み－第7次行革大綱・実施計画の確実な取組み－

これら諸課題に的確に対応するとともに、時代の変革と厳しい財政状況に耐えうる行財政システムへと転換を図るため、第7次行政改革大綱・実施計画により平成23年度から5年間で取組みを進めている。

よって、実施計画に掲げる39項目について、その確実な実施にむけ、3か年・予算編成に反映させる必要がある。

また、その他の事業であっても、「行政改革推進の主要事項（6つの柱）」の趣旨を踏まえて内容の総点検を行い、事業の廃止、縮小、統合も含め、効率的な事業となるように工夫することが必要である。

行政改革推進の主要事項（6つの柱）

- (1) 行政の担うべき役割の重点化（事務事業の整理・再編）
- (2) 地域協働と民間委託等の推進
- (3) 行政の効率化・最適化（行政内部の効率化と広域行政）
- (4) 定員管理及び給与の適正化等
- (5) 特別会計・第三セクター等の経営改善
- (6) 自主財源の確保

### (3) 改革への取組み—資産更新費用の把握—

市では、平成 23 年度、全庁的な協力のもと、市の保有する全ての資産を把握し、かつ、公正価値による評価額を算定し、公有資産台帳を整備した。その結果、特別会計・企業会計を含めた全会計が保有する総資産件数は、約 18,400 件、時価評価総額は 6,823 億円にのぼることが判明した。

#### 【別紙 2】

そのうち土地を除く公共施設やインフラなど更新が避けて通れない公有資産について、その更新にかかる必要額は、今後 48 年間（2060 年度）で総額約 2,695 億円となり、そのうち直近の今後 20 年間の資産更新必要額は、年間平均約 67 億円にのぼることが判明した。【別紙 3】

なお、直近 3 年間平均の普通建設事業費が 46 億円であることを鑑みると、新たに必要となる 67 億円の費用がいかに多額であるかがわかる。

今後、当市は、現状の行政サービスを一定程度維持しつつ、人口構成とともに大きく変化する市民ニーズに的確に対応し、かつ、資産更新問題という重要課題を解決していかなければならず、そのためには、公共施設の再配置（統廃合）を念頭に置いたアセットマネジメントの考え方のもとで、中長期的な視点から戦略的かつ計画的な行財政運営を行うことが重要である。

### (4) 改革への取組み—フルコストでの行政コストの算出—

事業の透明性の確保、職員のコスト意識の向上を図るべく、本年度、当市では、初めて人件費や減価償却費を含めたフルコストでの市民サービスに係る行政コストを算出した。【別紙 4】

たとえば、市民生活に密接に関係する事業のうち、市役所 1 階の市民課における住民票等発行及び各種届出受付に係る行政コストは、1 件当たり 2,394 円となり、うち利用者負担は 175 円となっていることから、2,189 円は市税等により賄われていることがわかる。

また、救急車の出動に係る行政コストは、1 回当たり 81,099 円となり、すべてを市税等により賄っている。このことを公表することで、少しでも、明らかに緊急度の低い不適切な救急車利用を減らし、本当に必要なケースに影響を及ぼすことがないよう意識啓発を図ることが必要である。

このほか、単身高齢者世帯等への配食サービスの実施に係る行政コストは、1 食当たり個人負担 450 円、市負担 1,326 円、合わせて 1,776 円となっており、高コストであることがわかる。

前述したように、今後は税などの自主財源の減少が見込まれることから、よりコストを意識した市民サービスの提供を図ることが不可欠であり、その

ためには、様々な情報を集約した上で、市民サービスに係る行政コストを算出・分析し、その結果を事務事業の改善や行政評価等に結び付け、次年度以降の予算編成につなげていく必要がある。

### 3. 平成 25 年度 3 か年・予算編成の基本方針

#### (1) 創意工夫とコスト意識による歳入確保と歳出抑制

第 5 次上尾市総合計画の基本構想の実現に向け、将来都市像である『笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお』をめざし、中長期的な施策展開を見据え、市民満足度を高めるべく、予算配分の重点化・効率化を一層推進していくことが必要であり、さらには、前述したように、多くの公共施設やインフラ資産の更新を図るため、一定程度の主要 3 基金残高を確保するなど、安定的かつ健全な財政基盤を確立し、維持していくことが不可欠である。

このようなことから、すべての職員が創意工夫とコスト意識を持ち、叡智を結集して、3 か年・予算編成を行う必要がある。

具体的には、歳入では、国・県支出金の積極的な活用のほか、市税の徴収率の向上、使用料・手数料の受益者負担の適正化、広告料収入の拡大など、さらなる自主財源の確保に努め、一方、歳出では、強力に行財政改革の歩を進めるとともに、価格の適正化を図るべく見積もりの内容を再検証するなど、各種経費の徹底的な見直し・削減を果敢に実行することで、無駄な財政支出を厳しく抑制していく必要がある。

#### (2) 3 つの取組方針

新たなマニフェスト全 39 項目のうち、すでに 21 項目は予算化するなどにより達成しているため、未達成項目は 18 項目となっており、これらを具現化していくことが、市民サービスの向上を図る上で重要である。また、これまで顕在化した懸案事項を早急に解消していくことも、より良い市民サービスを提供する上で不可欠である。

この 2 つの事案について、市では、5 月以降、庁議及び次長会議において議論を進めてきた結果、「新たなマニフェストの具現化に向けた取組方針」及び「これまでに顕在化した懸案事項の解消に向けた取組方針」をそれぞれ決定したところである。

また、平成 23 年度からの 10 年間を計画期間とする第 5 次上尾市総合計画では、PDCA サイクルを活用した進捗管理を行うこととされており、そのツールとして行政評価の活用が求められているため、市では、同様に 5 月以

降、行政評価推進本部会議及び同幹事会議において、全 48 施策を対象とした行政評価を行った結果、「行政評価に基づき強化する施策の取組方針」が決定したところである。

### (3) 新たなマニフェストの具現化に向けた取組方針

- 1 「行政サービスにかかるコストを明らかにし、市役所の透明化を進めます。」
- 2 「市民参加による事業の検証を実施し、1 円の税金もムダにしない行政運営を徹底します。」
- 3 「行政サービスの民間提案制度を創設し、民間の発想と創意工夫を活かした市民サービスの向上に努めます。」

(企画財政部)

市役所の透明化を進めるため、対象施設・事業を選定し、各々の人件費等も含めた行政コストを算出し、平成 25 年度中に公表する。平成 26 年度以降は、これら行政コストなどのデータ等に基づき、行政改革推進委員会等による市民目線での検証や意見を取り入れつつ、民間事業者の発想等を活用できる事業を特定した上で、ホームページ等で公表することにより幅広い提案を受け付ける。

その中で、サービスの向上が期待できるものについては、PFI や指定管理者制度を含めた民間事業者等の活用を推進する。

- 4 「財政規律の強化により未来へつなぐ財政基盤を確立し、財政健全化を推進します。」

(企画財政部)

公共施設やインフラ施設の更新時期及びその費用を把握することなどにより、将来における必要額を把握することによって、主要 3 基金のあるべき残高の目標を設ける。加えて、昨今の税収減を踏まえ、税を含めた公金の徴収体制の強化・充実や新たな税外収入の更なる歳入確保を図るとともに、目標とした主要 3 基金残高を確保するべく、これまで以上に事務事業のスクラップ&ビルドを徹底する。

これら取組みにより予算編成における主要 3 基金からの繰り入れを抑制するなど、未来へつなぐ財政健全化に向け、主要 3 基金の積み増し・取り崩しにかかる方針を平成 25 年度中に策定し公表する。

**5 「市民体育館や図書館などの公共施設の民間委託化(指定管理者)を検討し、サービス向上とコスト削減の両立を図ります。」**  
(企画財政部・教育総務部ほか)

市民体育館については、リニューアルオープンの平成 25 年度から指定管理者制度を導入するほか、既存の公共施設についても、引き続き指定管理者制度の導入等を推進する。

なお、特に(仮称)第 2 体育館の建設や図書館の建替えにあたっては、民間の資金、経営能力及び技術能力を導入することで、市民サービスの向上と VFM (バリュー・フォー・マネー) の効果が期待できる PFI の活用を積極的に検討する。

**6 「コンピューターシステムの維持管理にかかるコストの削減を図るため、コンピューターシステムの見直し(クラウドコンピューティングの導入)を検討します。」**  
(総務部)

平成 25 年 3 月より、基幹系業務システム(住民記録・税・財務会計・教育など)をクラウド化するほか、その他各システムについても、契約時に合わせてクラウド化を検討していく。

なお、他市町村との共同運用については、消防救急指令システムを同年 3 月より伊奈町と共同運用を開始するほか、「社会保障と税の一体改革」の中で検討されている共通番号(マイナンバー)の導入など、国の動向に注視しながら、継続的に検討していく。

**7 「上・下水道の統合など、重複する事務事業の再構築を図り、人件費を含めたコストの削減に努めます。」**  
(総務部・水道部・建設部ほか)

**8 「相談窓口や証明書発行窓口の統合など、ワンストップサービスを検討し、機能的かつ効率的な市民サービス体制をつくります。」**  
(総務部)

市民ニーズを踏まえたサービスを図る観点から、機能的かつ効率的なサービス提供が可能な組織を目指し、本年度、関係課のヒアリングを実施するとともに、必要に応じてプロジェクトチームの設置も行い、ワンストップサービスの推進を含めた組織の再編を実施する。

これにより、コスト削減を意識した組織のスリム化を図り、より効果的かつ効率的な施策の実現につなげる。(平成 26 年 4 月実施(平成 25 年 12 月定例会で関係条例を改正))

9 「市内消費の拡大を目的とした、手軽に利用できる上尾市独自の商・工・農・観の総合サイトを開設します。

(環境経済部)

平成 25 年度の「(仮称) 産業振興ビジョン」の策定にあわせ、民間からの提案の活用を視野に入れ、市民が気軽に利用できるような商・工・農・観の総合ポータルサイトを開設する。

10 「地域防災計画の見直しを行うとともに、県外の複数の市町村間で総合防災協定を締結し、万全な支援体制を構築します。」

(市民部)

東日本大震災を踏まえ、本年度中に地域防災計画の見直しを行う。また、現在、協定を締結している上尾市を含む 5 自治体を念頭に、平成 25 年度中に総合防災協定の締結を目指すとともに、他自治体とも広く防災協定を締結し、防災体制を強化する。

11 「定年を迎えた方が長年培ってきた知識や技術を活かせる活躍の場を提供します

(環境経済部)

シニア世代を支援するため、「(仮称) 商・工・農・観の総合サイト」の中でビジネスキャリア(企業OB)をPRするとともに、その経験・知識を発揮できる場を提供する。

また、地域活動などを始めるきっかけづくりのための交流会等を実施するとともに、「まなびすと指導者バンク」の活用について、市民へのPRや社会ニーズとのマッチングを強化し、特にシニア世代の指導者を重点的に応援する。これらの取組みは、平成 25 年度から実施する。

12 「にぎわいのある場所に常設的な授産製品販売所を設置し、障がいのある方の自立を全力で応援します。」

(健康福祉部)

授産製品の販売については、現在実施している市役所 1 階の定期的な販売やイトーヨーカ堂や丸広百貨店でのイベント形式での販売と併せ、平成 25 年度からはJR上尾駅自由通路での定期的な販売活動を行うほか、あわせて常設的な販売活動が行えるよう環境を整えていくことにより、障がいのある方の自立を支援する。



13 「子どもたちの学力向上を図り、保育所・幼稚園⇔小学校⇔中学校の交流を深めます。

(学校教育部)

幼稚園・保育所から小学校へのスムーズな移行のため、平成 25 年度から幼児教育振興協議会に民間保育所代表も加えるとともに、関係職員・教諭間の交流、情報共有化を一層推進し、さらには新たに接続期プログラムを作成し、積極的な運用を図るなど必要な取り組みを行う。

また、小学校から中学校のスムーズな移行については、中 1 ギャップの解消を図るため、少人数学級による指導の継続や支援員の配置などきめ細かな指導を行う。

14 「子どもたちの命を守るため、小児 2 次救急の 365 日体制を目指します。」

(健康福祉部)

小児二次救急については、平成 20 年度に週 5 日体制に拡充したところであるが、さらなる充実を図るため、埼玉県中央地区第二次救急医療協議会(4 市 1 町の自治体等で構成)にて検討・調整する。あわせて医療機関の充実を踏まえ、今まで以上に医師会等関係機関への積極的な働きかけを行うことにより、平成 27 年度からの小児二次救急 365 日体制の実現を目指す。

15 「災害によって一部使用できない市民体育館の 1 日も早い改修を進めるとともに生涯スポーツを推進するため第二体育館の建設を検討します」

16 「手狭になった図書館を、利用しやすく 22 万人都市に相応しい図書館に建て替えます。」

(教育総務部)

生涯スポーツ人口の増加を見据えた(仮称)第二体育館の建設や手狭になった図書館の建て替えについては、プロジェクトチーム等を設置し、市民サービスのさらなる向上を図るべく P F I の活用を念頭に置きつつ、平成 26 年度までに実施方針等を策定し、事業に着手する。

方針策定にあたっては、(仮称)第二体育館は、規模に合わせた効率的かつ多目的な活用方法について、また、図書館は、規模・場所の選定とあわせ、市民が必要としている機能、今後求められる図書館像について、それぞれ検討する。

なお、条件が整い次第、スケジュールを前倒しし、積極的に事業の進捗を図る。

17 「25年度のJR高崎線・宇都宮線の東京駅乗り入れを目指し、行動します。」

(企画財政部)

上尾市鉄道輸送力推進協議会において、東京駅乗り入れに向けた要望活動を推進する。なお、東京駅への乗り入れ工事は平成25年度に完了予定。

18 「省エネ対策のため住宅改修への助成制度を創設します。」

(環境経済部)

更なる省エネ対策として、平成25年度に断熱塗装や遮熱シートなどの設置にかかる奨励的な補助制度を創設し、その際は市内経済の活性化につながるように制度設計を行う。

#### (4) これまでに顕在化した懸案事項の解消に向けた取組方針

##### 4 集会所等整備補助事業

(企画財政部)

現在、集会所新設に伴う補助金は補助率を1/2、上限を3,000万円としており、市財政を圧迫しかねない制度となっている。これは近隣市町と比較して高く（北本市800万円、桶川市・伊奈町750万円）、また、一般的な集会所の建築価格を3,000万円～4,000万円程度と想定し、補助率を1/2、補助金額の上限を1,000万円～2,000万円程度とする。

なお、現行制度は平成26年度末までの完成を一つの条件とし、今年度10月中をめどに改正を行い、早急に区長会に周知することとする。

##### 2 (仮) 原市複合施設整備事業

(企画財政部)

昭和30年度築の原市保育所(70人定員)及び昭和44年度築の原市団地保育所(60人定員)はいずれも老朽化が著しく、かつ、待機児童が多い“0歳児保育”を実施していない。

これら懸案を解消するため、移転・統合することで、新たな設備の中で快適な保育環境を実現し、“0歳児保育”を可能とする定員120人規模の保育所とするとともに、同じく老朽化が進んでいる原市支所(昭和51年度築)を移転、併設し、多世代が利用可能な新たな原市地域の拠点として早急に整備する。

なお、当該施設は平成28年度の開所(平成25年度基本設計、平成26年度実施設計、平成27年度建設)を目指す。

### 3 (財) 地域振興公社補助事業 (企画財政部)

現在、文化センター等の公共施設については、平成 27 年度までの間、地域振興公社が指定管理者としてその管理及び運営を行っている。しかし、指定管理を巡る最近の動向は、民間企業のサービス向上とコスト圧縮が一段と図られており、地域振興公社は、早急に民間企業と競合できる組織へと変貌を遂げる必要がある。そのため、平成 26 年度末までに、給与体系の見直しや民間企業からの役員登用のほか、業務内容の見直しなど、聖域なくあらゆる角度から組織改革を促す。

なお、その取組み結果によっては、地域振興公社のあり方について、外部委員会を設置し検討を行う。

### 4 街頭補導活動事業 (総務部)

職員を配置した少年愛護センターを設置して少年非行防止活動を実施しているのは県内では当市を含め 5 市であり、市では、現在 180 人余が活動を行っている。埼玉県警が発行する少年非行白書によると、刑法犯少年の検挙人員はピーク時の昭和 50 年代と比較して半減し、かつ、午後 11 時から午前 4 時における補導が全体の約 7 割を占めるなど少年非行の特徴は大きく変化している。

こうした状況の変化を踏まえ、市の少年非行防止事業のあり方等について改めて検討し、見直しする必要が生じている。事業のあり方について関係団体等からの意見を聞くとともに、検証を行い、平成 26 年度実施予定の組織再編を検討する中で、今後の方向性を決定する。

### 5 こども医療費支給事業、ひとり親家庭等医療費支給事業、重度心身障害者医療費支給事業 (健康福祉部)

#### <7 歳～15 歳の医療費に取扱いについて>

子どもにかかる医療費の支給制度は、対象者の状況に応じて 3 つの制度が存在するが、そのうち「ひとり親家庭等医療費支給事業」及び「重度心身障害者医療費支給事業」には県補助金（補助率 1/2）が補助され、一方、「こども医療費支給事業」は、市の単独事業として一般財源で実施することになっている。

しかしながら、本市では、こども医療費支給制度と重度心身障害者医療費

支給制度のいずれかを受給者自らが選択できるような制度としているほか、ひとり親家庭等医療費支給制度の受給者についてもこども医療費支給制度の受給者として扱うなど、制度上、本来、市が受け取るべき1,000万円～2,000万円の県補助金が毎年補助されていない状況にある。

この状況を改善するため、まずは選択制及び読替制を廃止した上で、こども医療費支給制度ではなくそれぞれの医療制度として認定し、平成25年度からは、制度上、本来、市が受け取るべき県補助金を活用した上で各事業を実施する。

そのため、医療費支給制度を本来の取扱いに戻す、または、心理的な負担をかけないよう各認定証の様式の統一化を図る、もしくは、内部処理での対応を図る、などの手法について早急に検討する。

### <入院時食事代について>

現在、市では、3つの医療費支給制度に応じ、それぞれ入院時の食事代助成制度を実施しているが、食事は入院時のみならず、すべての市民がとるものであることなどの理由から、平成13年度に埼玉県の補助制度が一律に廃止されて以降、市の一般財源によって実施してきたものの、助成対象及び助成率が統一化されておらず、各制度の公平性が担保されていない状況にある。

また、我が国では、健康保険制度の充実により入院時食事代の自己負担は大きく軽減され、たとえば低所得者は1食100円程度となっており、とりわけ、重度心身障害者及びひとり親家庭を除く対象者について助成する意義は極めて薄くなっていると思われる。

そこで、平成25年度からは、子育て支援策としてではなく、ひとり親家庭及び重度心身障害者への支援策として位置づけ、すべてのひとり親家庭及び重度心身障害者を対象に入院時食事代助成制度を実施することとし、その補助率を1/2とする。

## 6 地域生活支援事業 (健康福祉部)

市では、これまで1・2級の障がい者に対し、タクシー券(17,040円分[710円×24枚綴り])を配布しているが、平成23年度からは、そのうち18歳未満の保護者を対象に自動車燃料費助成制度(以下「ガソリン券」)を創設し、タクシー券との選択制として燃料費実費分(12,000円)を助成している状況にあり、対象年齢及び支給額について均衡を逸している。

そこで、平成25年度より、自動車燃料費助成制度について、まずは対象年齢制限を撤廃し、全年齢でタクシー券かガソリン券かを選択できる制度に拡

充（ガソリン券の対象人数は 220 人から 3,800 人に大幅拡充）するとともに、各月の燃料使用量に応じた助成方法に切り替え、かつ、効果（距離）に着目し助成額を縮減する。

[ガソリン券]

→10 km/ℓ走行できる自動車、ガソリン価格を 150 円/ℓとすると 6,000 円で 400 kmの走行が可能。 $(6,000 \text{ 円} \div 150 \text{ 円} \times 10 \text{ km} = 400 \text{ km})$

[タクシー券]

→初乗り 710 円/2 kmまで、1 回の外出で片道 2 kmとすると 17,040 円で 48 kmの走行が可能。 $(17,040 \text{ 円} \div (710 \text{ 円} \times 2 \text{ 往復}) \times 4 \text{ km} = 48 \text{ km})$

## 7 敬老祝金及び祝品贈呈事業

（健康福祉部）

市では、現在、75 歳以降の高齢者を対象として、約 1 億円の経費をかけて 2～5 歳毎に 1～5 万円の敬老祝金を支給する事業を実施しているが、今後の超高齢社会を考慮すると、その額は膨らむ一方であるため、平成 25 年度以降は、敬老祝金の支給対象年齢について喜寿、米寿、白寿を原則とする。

あわせて、今後の超高齢社会を見据え、高齢者の健康維持・増進を目的とした施策を展開するべく、新たに、同年齢以降の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を実施する。

## 8 配食サービス事業

（健康福祉部）

現在、市では、単身高齢者への配食サービスを通じた見守り活動について、1 食当たり 1,500 円程度（うち市負担額 1,000 円程度）の経費をかけ社会福祉協議会に委託しているが、他市の例では、民間事業者が実施することにより、市の経費を最小限に抑えた上で市民サービスを維持できることから、平成 25 年度以降は民間事業者へ委託する。

また、この見直しに合わせて、地域包括支援センターを含めた地域の福祉拠点のあり方や市の支部社協への関わり方を明確にする。

## 9 バス輸送事業

（市民部）

市内循環バスぐるっとくんは、平成 10 年度の運行開始以降、乗降客数は、平成 15 年の約 50 万人をピークに現在は 45 万人前後を推移しており、赤字幅も約 1 億円に拡大している。そもそも黒字運行を目的とした事業ではないものの、利用者数が減少するという事は、市民ニーズに沿ったものになって

いるとは言えず、路線の見直しや収入確保策などを含めた抜本的な見直しが必要である。

そこで、まずは平成 25 年度に、ぐるっとくんの運行も含めた市内公共交通機関の持続可能な運営のあり方を指し示す「地域公共交通総合連携計画」を策定し、その後、当計画に基づき、東西循環を中心に抜本的な路線の見直しを行い、平成 26 年秋にダイヤ改正を行うこととする。なお、バス停への広告掲示などの歳入確保策については、平成 25 年度の実施に向け、早急に取り組むこととする。

## 10 防災ラジオ整備事業 (市民部)

今年度は、マニフェストに基づき市内 115 すべての自主防災グループに防災ラジオを配布することとしているが、昨今の状況では需要に対して十分な供給を行うことができない状況にあり、納品が秋ごろになる予定である。その後、モニター調査を実施するなど一定の試行期間を経てから、平成 26 年度に全世帯を対象とした有償配布を行うことを選択肢の一つとして検討していく。

## 11 私立幼稚園児保護者負担軽減費補助事業及び幼稚園就園奨励費補助事業 (教育総務部)

私立幼稚園に通園している子どもの保護者に対する助成制度として、当市には、国で定めている助成制度（A）とは別に当市独自の助成制度（B）が存在するため、財源的観点から、平成 26 年度より、現行の市独自の上乗せ制度に代えて、新たに幼稚園への入園を促進するような就園奨励制度に組み替えるか、もしくは、近隣市と同様に両補助制度を統合する。

<現行制度の具体例>

両親、5 歳・3 歳児の 4 人世帯(控除対象配偶者あり)で年収 500 万円の場合  
(A)就園奨励費 22 万 7,800 円 +(B)保護者負担軽減費(所得制限なし) 3 万 8 千円  
=26 万 5,800 円/年

## 12 市民ギャラリー管理運営事業 (教育総務部)

アリコベールサロン館 2 階の一部を上尾都市開発株式会社から借り受け、市民ギャラリーとして活用しているが、その年間使用料は、借上料の 1 割程度の 170 万円程度となっており、行政コストが著しく高い状況にあり、その

原因として、他の自治体の同規模のギャラリー使用料と比較して低い料金設定などの要因が考えられる。

このため、有償販売可能施設への移行に伴う全体的な使用料の適正化を念頭に置いた料金設定の見直しを行い、市民への周知期間や事前予約制度等を踏まえ、平成26年度中に新料金体系に移行する。

また、市役所ギャラリーについても同様に見直す。

## 13 市民体育館管理運営事業

(教育総務部)

平成25年4月からの指定管理者制度の導入をめざし、準備を進めることとする。なお、他の直営施設についても、指定管理者を含めた民間委託化を積極的に検討する。

### (5) 行政評価に基づき強化する施策の取組方針

平成23年度の目標指標の達成状況を踏まえた施策の進捗状況は、48項目中「A 順調」となっている施策が11、「B 概ね順調」となっている施策が32、「C やや遅れ」となっている施策が5となっている。

特に「やや遅れ」となっている施策のうち農業については、認定農業者の拡大や貸借希望者への橋渡しを行うことにより、農地面積の減少や遊休農地の増加の抑制に努めるほか、上尾ブランドの商品化を推進することとする。

また、商業については、市内産業の活性化を図るべく産業振興ビジョンを策定するとともに、市独自の商・工・農・観の総合ポータルサイトの開設を目指し、市内の消費拡大を図ることとする。また、あげお朝市の拡充や商店街等によるイベントの実施を促進することにより、中心市街地及び商店街の活性化を図ることとする。

このほか進捗が遅れている施策についても、PDCAサイクルを活用して原因を検討し、改善を図るべく必要と考えられる対策を講ずるものとする。





## 上尾市の人口動態予測

上尾市も、全国の自治体と同じ状況に直面する。

上尾市	1990年(平成2年)	2012年(平成24年)	2035年(平成47年)	
65歳～	6.5%	21.9%	32.4%(+10.5ポイント)	※1990年及び2012年は総務省発表値(住民基本台帳人口) ※2035年は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計値
15歳～64歳	72.9%	64.5%	57.7%(▲6.8ポイント)	
0歳～14歳	20.6%	13.6%	9.8%(▲3.8ポイント)	

全国	1990年(平成2年)	2012年(平成24年)	2035年(平成47年)
65歳～	12.1%	23.4%	33.7%(+10.3ポイント)
15歳～64歳	69.7%	63.3%	56.8%(▲6.5ポイント)
0歳～14歳	18.2%	13.3%	9.5%(▲3.8ポイント)

＜2012年(平成24年)と2035年(平成47年)を比較＞

- \* 上尾市の高齢者人口(65歳以上)の増加率が全国平均よりも大きい。
- \* 上尾市の生産年齢人口(15歳～64歳)の減少率が全国平均よりも大きい。



## 公有資産台帳の整備が完了

- 公共施設・インフラ・備品などすべての資産の総洗いを実施
- 時価評価を行い、公有資産台帳を整備



### ○平成 22 年度末の上尾市総資産(水道含む)

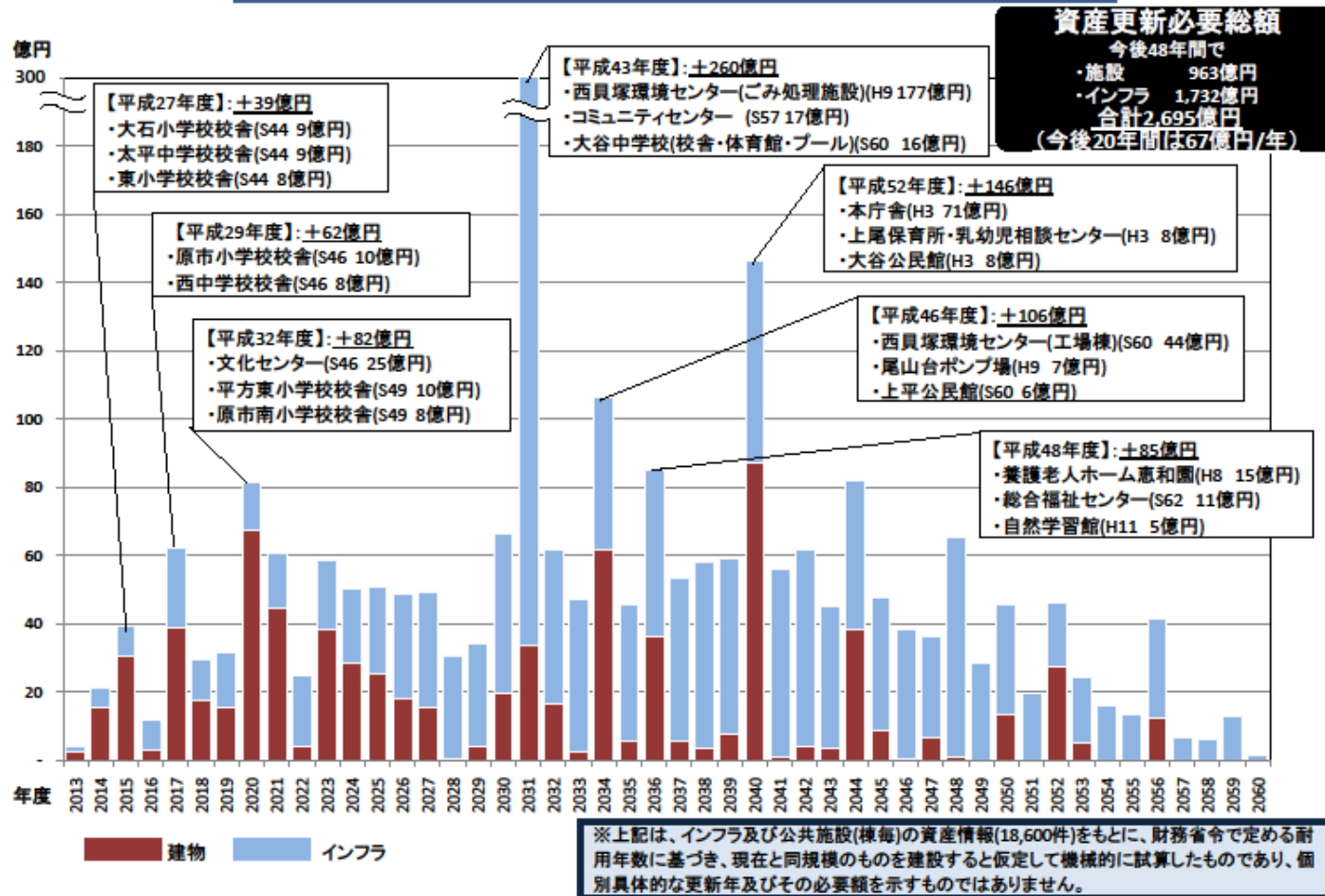
⇒ 6,823 億円【18,440 件】

<b>《事業用資産》</b>	<b>969 億円</b>	<b>【 2,749 件】</b>
土地	575 億円	【 851 件】
公共施設	381 億円	【 732 件】
備品等(車両ほか)	13 億円	【 1,166 件】
<b>《インフラ資産》</b>	<b>5,854 億円</b>	<b>【 15,691 件】</b>
土地	5,042 億円	【 7,470 件】
道路	528 億円	【 5,160 件】
橋りょう	27 億円	【 67 件】
下水道(都市下水路含む)	142 億円	【 2,989 件】
焼却施設ほか	115 億円	【 5 件】



別紙3

将来の資産更新必要額【施設+インフラ(市・水道)】





## 上尾市の行政サービスコスト(平成22年度決算ベース)

### 1. 行政サービスコストを算出する目的

- (1) 市役所の透明性の確保と職員のコスト意識の向上を図る。
- (2) 事業又は施設に係る費用やその財源を明らかにする。
- (3) 利用1件当たりのコストを明らかにする。

### 2. 事業の選択理由

平成24年度は、市民に身近な事業やマニフェスト及び懸案事業について、以下の7事業を選択し試算した。

### 3. 留意事項

当市で算出した行政サービスコストは、より正確なコストを把握するため間接経費を可能な限り見込んでおり、他市で算出している行政サービスとは異なる場合があります。

## 1. 住民票等発行及び各種届出受付

(千円)				◆市民課の諸証明発行及び各種届出の処理件数 (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1件当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
399,895	29,159	4,959	365,777	2,394	175	30	2,189

●証明書発行及び届出受付業務1件当たりのコスト2,394円のうち利用者負担は175円(7%)となっており、税金等による負担が2,189円(91%)を占めていることから、利用者負担の適正化を図る必要がある。

## 2. 単身高齢者世帯等への配食サービス

(千円)				◆サービス提供の延べ食数 (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1食当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
55,990	14,184	0	41,806	1,776	450	0	1,326

●社会福祉協議会に委託し、弁当の宅配をボランティアが行うことにより、高齢者等の見守り・社協支部の育成など地域福祉活動の一翼を担っている。  
 ●1食当たりのコストの負担は、利用者が450円、市が1,326円、合わせて1,776円となっており、高コストとなっている。  
 ●総コストのうち78%を社会福祉協議会への委託料が占めていることから、実施主体を民間企業に変えるなど、サービスの質を上げながらも、コストの圧縮を図ることが可能かどうか検討する必要がある。

## 3. ごみの回収及び処理

(千円)				◆ごみの収集量(トン) (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1トン当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
2,850,178	432,338	6,659	2,411,181	41,980	6,368	98	35,514

●ごみを回収、焼却し、最終処分を行うまでにかかるコストは、1トン当たり41,980円となっており、そのうち67%は回収、焼却、最終処分及び施設の維持管理を行うための委託料などであるため、リサイクルを推進し、ごみの減量化を図ることにより、これら経費を抑制することが必要である。  
 ●また、18%を占める施設等減価償却相当額を考慮すると、プラント等の延命化や新たな環境センターの建設に向けた準備を行う必要がある。

## 4. 救急車出動

(千円)				◆救急車出動件数 (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1回当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
684,317	0	0	684,317	81,099	0	0	81,099

●救急車の出動1回に係るコストは、81,099円となっているが、人件費をはじめとする各経費はいずれも不可欠な経費である。  
 ●平成22年度の救急出動8,438件中、「緊急性なし」、「現場処置のみ」などの理由で搬送に至らなかった件数は984件(11%)。また、入院を必要としない軽症の搬送割合は51%であった。  
 ●コストを認識することで、少しでも、明らかに緊急度の低い不適切な救急車利用を減らし、本当に必要なケースに影響を及ぼすことがないよう、意識啓発を図ることが必要である。

## 5. 市民体育館の施設の貸出

(千円)				◆利用件数(原則、3時間を1件とカウント) (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1件当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
75,402	17,423	0	57,979	5,832	1,348	0	4,484

●1回(3時間)の貸出しに係るコスト5,832円のうち利用者負担が1,348円(23%)となっており、税金等による負担が4,484円(77%)を占めていることから、利用者負担の適正化を図る必要がある。  
 ●また、総コストのうち57%が施設の維持管理を行うための委託費などであるほか、人件費が35%を占めていることから、実施主体を民間企業に変えることで、サービスの質を上げながらも、コストの圧縮を図ることが可能かどうか検討する必要がある。

## 6. 市民ギャラリーの貸出

(千円)				◆市民ギャラリーの延べ利用日数 (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1日当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
23,690	1,743	0	21,947	68,866	5,067	0	63,799

●市民ギャラリーを1日貸し出すためにかかるコスト68,866円のうち利用者負担は5,067円(7%)となっており、税金等による負担が63,799円(93%)を占めていることから、他市等の状況を参考に利用者負担の適正化を図る必要がある。

## 7. 図書館における図書の貸出

(千円)				◆一般書や児童書などの延べ貸出件数 (円)			
総コスト	利用者負担	国県支出金	市税等	1件当たりのコスト	利用者負担	国県支出金	市税等
350,806	514	0	350,292	244	0	0	244

●図書館における図書の貸出しにかかる総コストのうち54%が図書の購入や図書館施設の維持管理にかかる経費となっており、次いで37%が人件費となっている。  
 ●より広い新図書館の建設を考慮すると、総コストの上昇が避けられないことから、指定管理者での運営などを視野に入れた検討を行う必要がある。